

財団法人 日本サッカー協会

平成 22 年度 第 7 回理事会

協議事項

1. 特任理事 辞任の件	<p>羽生英之特任理事より、10月29日付けで特任理事辞任の申し出があった為、受理したい。</p> <p>特任理事 羽 生 英 之 (前Jリーグ事務局長)</p> <p>なお、現在、羽生特任理事がメンバーとなっている、国際マッチメイク委員会、天皇杯実施委員会、JFA/Jリーグ将来構想委員会、リスペクト・フェアプレープロジェクト及び競技会委員会1種大会部会については、各委員長、プロジェクトリーダー及び大会部会長と調整中。</p>
2. 2010 フットサル日本女子代表コーチングスタッフの件	<p>(協議) 資料No. 1</p> <p>フットサル日本女子代表のコーチングスタッフについて以下の通りとしたい。</p> <p>監 督：在原 正明 (ありはら まさあき) / 東急スポーツシステム株式会社</p> <p>コ ー チ：石森 由紀 (いしもり ゆき) / 東京都フットサル連盟</p> <p>(今後の予定)</p> <p>12月3日(金)～13日(月) 海外遠征 (世界フットサルトーナメント)</p>
3. 大会部会員交代の件	<p>(1) 2種大会部会</p> <p>現) 部会員(東海) 佐藤 真秀 (さとう まさひで)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>新) 興津 純男 (おきつ すみお)</p>
4. FIFA Early Warning System (FIFA 早期警告システム)導入の件	<p>(協議) 資料No. 2 ①②</p> <p>【審議事項】</p> <p>違法なスポーツ賭博による「試合の不正操作」の可能性を検知するシステム FIFA Early Warning System (以下、EWS)を日本において導入したい。そのための契約をFIFA (EWS社)との間で締結する。</p> <p><EWSの監視対象となる試合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Jリーグディビジョン1 (J1) リーグ戦 <p>[背景]</p> <p>昨今のインターネットの普及により「賭博産業」が世界的な広がりを見せており、サッカー界においても、不法賭博の結果として審判や選手が買収される不正行為、すなわち「試合操作」</p>

が行われてしまう現状がある。

F I F Aは2007年5月のF I F A総会における承認を得て、これら不法賭博の影響によって引き起こされる「試合操作」という不正行為から「スポーツの尊厳と高潔性」を守る、という信念のもと、「試合操作」を防ぐためのシステム（EWS）を2007年7月に確立した。

[EWS]

EWSは、違法なスポーツ賭博による「試合操作」（審判、選手の買収など）の可能性を検出し、警告するシステム。

同システムはF I F Aから独立したEWS社（99% F I F A出資会社）によって運営され、450社以上の世界中の賭博事業者/ブックメーカーと提携し、これらの事業者から即時的に提供されるさまざまな情報を基に、各国のサッカーの試合における掛け率の変動などを24時間365日監視している。

ある試合において急激に掛け率が変動するなどの「不自然な動き」が検知されれば、EWSにより「不正操作が行われている可能性がある」と判断され、当該試合が行われている協会に対して、即座に「警告」の連絡が行われる。これらの情報により「試合操作」の可能性を事前に検知し、必要な手段を講じることが可能となる。

[EWS導入実績など]

EWSは、F I F Aワールドカップ(ドイツ大会、南ア大会)を含むF I F A主催の各大会、および、オリンピック大会(北京大会、バンクーバー冬季大会)（※サッカー以外の他競技を含む）について導入されている。また、U E F Aの指導のもと、スペインリーグ、イングランドプレミアリーグ等のヨーロッパ各国の主要リーグは、既に同システムの監視対象となっている。

[EWS導入の利点/理由]

Jリーグの各試合を含む日本国内の試合も、世界中の複数の賭博事業者/ブックメーカーにおける賭けの対象になっており（添付参照：ブックメーカー各社のホームページ）、日本の試合についても審判や選手の買収によって、試合が操作されてしまう可能性も否定できない状況にある。日本においてもEWSの導入によって、これら「試合操作」を防ぐための措置を講じることが可能となり、同時に、システムの導入による「抑止力」の効果も期待できる。さらに、EWS導入により、日本において行われる試合の公正さを国内外に示すことができ、これは世界トップレベルの協会を目指す上で重要と考えられる。

また、F I F Aとしては、全世界的に「試合操作」を撲滅する、という強い姿勢で取り組んでおり、現行EWSが普及しているヨーロッパ諸国以外の、とりわけ（「試合操作」がしばしば問題となる東南アジア等のリーグを含む）アジア各国のリーグにおいてEWSを導入したいとの思惑を持っており、その先駆けとすべく「アジアのモデル協会」としての日本におけるEWSの導入を強く望んでいる。

F I F AおよびEWS社との事前の協議を受け、初年度(2011年度)については、まずは、特に多数のブックメーカーによって賭博の対象となっているJ1リーグ戦をEWSの監視対象と

し運用することとする。そのうえで、一年間の運用実績に鑑みて、再来年度以降の監視対象の拡大（J2リーグ戦、JFL、天皇杯など）を検討するものとする。

[その他]

仮にEWSによって「試合操作」の可能性が検知された場合に取りべき措置および事後の調査対応等については、別途、Jリーグ等関係各所と調整し決定する。

※EWSの詳細については、別添資料参照

5. プレジデント・ミッション(PHQ) 関連事項

I. 2011年度以降の「M5. エリート養成システムの確立」の支援制度について

2011年度は現行の支援制度（M5. 支援制度紐付にて交付）を継続し、2012年度以降は育成・強化に関わる事業への補助金制度を包括させ、47FAに交付する仕組みとしたい。

1) 目的

- ①「M5. エリート養成システムの確立」関連活動の更なる推進
- ②キッズ年代からU-18年代までの一貫指導体制の構築
- ③年代・種別を超えた運営体制（ユース部会等）の確立と充実

2) 基本的な考え

2012年度より育成・強化に関わる事業に対して紐付きで支援・補助してきた制度を廃止し、包括的に支援金を交付することで、47FAが独自に予算配分を行い、地域性や特性を生かした取り組みが行えるようにする。

2011年度においては、上記目的①の継続と②・③を2012年度から円滑に行えるための環境整備期間とし、2010年度までの支援制度（M5. 支援制度紐付にて交付）と同様の形式を取るものとする。

3) 主な内容及び変更点

- ①対象期間
 - 2011年度のみとする。
 - 2012年度以降は、包括的に支給する方向で検討。
- ②予算
 - 2011年度：56,400千円（47FA×1,200千円）
 - 参考：2010年度 50,000千円（PHQ M5. 支援制度予算）
- ③包括を検討する制度
 - ・M5. エリート養成システムの確立
 - ・強化育成資金
 - ・トレセン/地域担当スタッフ研修会支援制度
 - ・47FAユースダイレクター制度